

日時：平成11年12月15日（水）

場所：三田共用会議所第3特別会議室

## 第10回食品流通審議会議事録

農 林 水 産 省

## 目 次

開 会 .....	1
出席委員の紹介 .....	1
会長選出及び会長挨拶 .....	1
議事録署名人・会長代理指名 .....	2
配付資料の確認 .....	2
議 事	
1) 第7次卸売市場整備基本方針等の策定について .....	3
* 食品流通審議会卸売市場部会の構成について .....	3
2) 食品産業の現状と課題について .....	4
* 食品流通局長挨拶 .....	6
3) 経済再生に向けた中小企業等への支援策について .....	7
4) 品質表示基準(案)について .....	9
* 質疑応答 .....	11
閉 会 .....	13

## 開 会

事務局 それではただいまから第10回食品流通審議会を開催させていただきます。

本日は委員改選後の初めての会議でございますので、会長が選任されるまでの間、暫時進行役を務めさせていただきたいと存じます。

本日の委員の出席状況でございますが、横川委員が御欠席でございます。そのほか14名の委員の方が御出席いただいております。食品流通審議会運営規程第4条の規定によりまして本審議会は成立しております。なお本日、石坂委員もお見えということでございますが、ちょっと遅れてございます。

初めにお詫びを申し上げさせていただきたいと存じますが、本日は局長出席予定でございましたが、急遽日程が入りまして、そちらの日程が終わり次第こちらに向かうということになっておりますので、申しわけなく存じております。御了承願いたいと存じます。

## 出 席 委 員 紹 介

事務局 それでは出席委員の方の御紹介をさせていただきます。資料 2、名簿に沿いまして御紹介させていただきます。

秋谷委員でございます。

石坂委員につきましては若干遅れておられます。

伊藤委員でございます。

上原委員でございます。

内田委員でございます。

大池委員でございます。

田島委員でございます。

津田委員でございます。

中村委員でございます。

馬場委員でございます。

飛田委員でございます。

藤原委員でございます。

村上委員でございます。

山谷委員でございます。

先ほど申しましたけれども、このほか本日御欠席でございますが、横川委員、計15人の委員の方をお願いしております。

それでは議事次第に沿いまして進めさせていただきたいと存じます。

## 会長選出及び会長挨拶

事務局 続きまして会長の選出に移らせていただきたいと思います。食品流通審議会令第2条第1項で「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める」となっております。いかが取り計らいましょうか。

委員 大変僭越でございますけれども、私の方から御提案をさせていただきます。

会長には、長年にわたりまして流通問題に関する研究に当たっておられまして、また私もかつて役所にいたときに大変御指導いただいたのですが、田島先生にお願いしたらどうかと思いたすが、いかがでしょうか。(拍手)

事務局 ただいま拍手をいただきました。田島委員に会長をお願いしてはという御発言がございましたが、ただいまの拍手をもって御異議ないというように考えてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 ありがとうございます。

それでは皆様の御賛同をいただきましたので、田島委員には会長ということで大変お手間をかけますけれども、お願いいたしたいと存じます。

以上をもちまして私の進行役としての任務を終わらせていただきたいと思います。あとは田島会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま会長に互選をしていただきました学習院大学の田島でございます。食品流通全体として国民生活の本当に基礎となるものでございまして、しかもこの問題を取り巻くいろいろな環境が大きく変化をいたしております。私の能力でこの審議会の議論のとりまとめをしていくことが務まりますかどうか大変心配でございますけれども、皆様の御支援をいただきましてこの責に当たらせていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いをいたします。

### 議事録署名人・会長代理指名

会長 それでは議事に入ります前に、食品流通審議会運営規程第10条第1項の規定に基づきまして議事録署名人を私の方から御指名申し上げるということになっているようでございます。今回は名簿順に秋谷委員と石坂委員をお願いを申し上げたいと思いたすが、よろしゅうございませうでしょうか。

ありがとうございます。

食品流通審議会令第2条第3項に基づきまして会長代理を指名させていただきますと思いたす。

会長代理には馬場委員をお願いを申し上げたいと思いたすが、よろしゅうございませうでしょうか。

ありがとうございます。

では議事次第に従いまして進めさせていただきますが、その前に事務局から何かございませうでしょうか。

### 配付資料の確認

事務局 議事に入ります前にお手元の配付資料の確認をさせていただきますと存じます。お手元に配付資料一覧がございませうが、議事次第から名簿、資料関係が3、4、5、6とございまして、審議会の関係法令集ということで資料を用意させていただいております。御確認いただきま

して何か足りないもの等がございましたら事務局まで申しつけいただければと思います。

それでは会長、よろしく申し上げます。

## 議 事

### 1) 第7次卸売市場整備基本方針等の策定について

#### \* 食品流通審議会卸売市場部会の構成について

会長 それでは第7次卸売市場整備基本方針等の策定につきまして事務局から御説明をいただきたいと思います。

事務局 資料3に沿いまして簡単に御説明をさせていただきます。「第7次卸売市場整備基本方針の策定について」というものでございます。第7次の基本方針の策定のために市場部会というものを開催するということにつきましてはこの春の本審議会で一応御了解いただいているところでございますが、今回具体的に進めていくということで、その内容、考え方についてでございます。

1でございますが、現行の第6次卸売市場整備基本方針、それに基づきましての整備計画でございますが、これは平成8年度を初年度といたしまして、平成17年度を目標年度ということで8年3月に定められてございます。また2に書いてございますように、卸売市場法施行令第3条に基づきまして基本方針は5年ごとに見直しをするということになってございます。したがって、平成13年度を初年度といたしまして、これを5年ずらしたものでございますが、平成22年度を目標年度とする第7次の基本方針、整備計画を策定する必要があるということでございます。これが今回お願いすることでございます。

3でございますが、これの策定に当たりましては本審議会の意見を聞くということでございますけれども、これまでも、それに先立ち市場部会で十分調査・審議を進めるということになってございますので、今回もそういった形をお願いしたいというものでございます。

3に、部会のスケジュール等が資料としてついておりますので御説明させていただきますと、2枚目に委員名簿がございます。実はこれは審議会令第4条によりまして「部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する」となっておりますので、とりあえず私も事務局の方で整理しているというものでございますので、そういう目で見ただけであればと思います。委員及び専門委員という形で合計22名になるかと思っております。11名の委員にお願いしてはどうかということと、専門委員といたしまして青果、水産、食肉、花き、市場関係の専門家、それぞれ重要分野の方々を一応バランスを考えながら同数の11名をお願いするというので、全国青果物商業協同組合連合会会長の市川吉三郎委員を初めといたしまして、ここに書いてございます11名の方をお願いしてはどうかということでございます。

3枚目は検討スケジュール(案)をお示ししてございます。平成11年12月、食品流通審議会卸売市場部会と書いてございますが、本日この後、第1回を予定しております。それを皮切りにいたしまして検討を進めていくということで、一番下にございます平成13年3月、食品流通部会(仮称)と書いてございますが、基本方針・整備計画について諮問・答申という形で整理をするスケジュールを考えているところでございます。

食品流通部会と書いてございますが、その上に行きますと、平成13年1月でございますが、省庁再編の関連で当食品流通審議会、あるいは市場部会につきましては、実は食料・農業・農村

政策審議会の中の食品流通部会（仮称）という形、あるいはその分科会ということで組織替えになる予定になってございます。そういう面で御承知おきいただければと思いますが、食品流通部会ということをお話ししたところでございます。

市場部会の方でございますが、一番上の四角の中にございますように、来年10月までの間数回開催するというところでございますが、まず流通実態について、市場外流通業者のヒアリングという形、あるいは総論的な検討事項についての審議というところから始めて議論を進めていってはどうか、このように考えているところでございます。

資料3につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただいま御説明のございました第7次卸売市場整備基本方針、その策定の作業でございまして、何か御質問がございましたら御自由に御発言をいただきたいと思っております。

現時点で格別御質問がないようでしたら、ただいま事務局から御説明がございましたように、食品流通審議会令第4条第2項で「部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する」ということになっておりますので、先ほど既に御説明がございましたが、配付されております委員名簿のとおり御指名を申し上げたいと考えます。

部会に所属される委員の方々にはお忙しいところ大変申しわけないのですが、部会の審議に御尽力くださいますようお願いを申し上げたいと思っております。委員名簿に関しましてよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

## 2) 食品産業の現状と課題について

会長 では続きまして事務局から御説明いただきたいと思うのでありますが、順番を入れかえて、食品産業の現状と課題につきまして事務局から御説明をお願いします。

事務局 それではお手元の資料5に従いまして簡単に御説明申し上げたいと存じます。

1ページは現状ということで書いてございます。飲食費支出が8兆円に上っている、あるいは食品産業が総支出の13%、あるいは就業者総数の10%強を占めているといったことが書いてございます。1ページから現状を数字的に述べておりますが、ここは時間の関係で省略させていただきます。6ページを開いていただきたいと思っております。

今後、審議会で食品産業、あるいは食品流通関係の御審議をいただくわけではございますが、御案内のとおり、先般、「食料・農業・農村基本法」が新しくできまして、その関係で農水省全体の施策も見直しをされるということではございますので、その中でこういった位置づけがされ、こういった項目で今後施策を進めていこうと考えているのかということを中心に御説明させていただきたいと存じます。

6ページ目に書いてございますが、今年の7月16日に新しい「食料・農業・農村基本法」が出されております。その中では四つの基本理念ということで、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興、という四つの柱があるわけでございます。第1に「食料の安定供給の確保」ということが掲げられ、その中で食料の供給には農業と食品産業の健全な発展を総合的に図っていくということがうたわれているところでございます。具体的な条文といたしましては、こういった認識のもとに「食料消費に関する施策の充実なり食品産業の健全な発展に必要な施策を講ずる」ということがうたわれております。

その具体的なものといたしましては、右側に書いてございますが、特に17条あたりで、事業

活動に伴う環境への負荷の低減、あるいは資源の有効利用の確保に配慮しながら、事業の基盤強化、農業との連携の推進、流通の合理化、その他必要な施策を講ずるとされております。

それと、食品産業と密接な関係のあるものとしたしまして消費関係の施策といたしまして、16条の方で、安全確保、品質改善、衛生管理、表示、それから第2項で食生活に関する指針の策定、消費に関する知識の普及、情報の提供、そういった施策をやっていくべきだというようなことがうたわれております。

それぞれの項目に従いまして、今どうしているかということでございます。7ページに、まず経営体質の強化ということで、御案内のとおり、食品産業は中小企業比率が非常に高いということでございまして、体質の強化が必要だということでございますが、一つは技術研究開発への取り組みの強化ということでございます。そういった取り組みへの支援ということで、「特定農産加工業経営改善措置法」、これは今年の春に5年間延長いたしましたけれども、そういった法律、あるいは通称「HACCP法」と言っておりますが、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」、そういう法律に基づく金融・税制上の支援、それから、後ほど報告がございまして、中小企業支援のためのいろいろな業種横断的な施策がございまして、例えば「産業活力再生特別措置法」等々ございまして、そういったものに基づく金融・税制上の支援等を進めているところでございます。

次のページの2番目、国内農業との連携の推進ということでございます。国産農水産物の3分の1強が加工とか外食に回っているわけでございます。また製造業の加工原材料の7割弱が国産のものだということでございまして、食品産業、国内農業と相互に強い依存関係があるということで、バランスのとれた形で発展が図られるよう連携を積極的に推進するということがうたわれております。

昨年12月に出されました農政改革大綱におきましてもその推進方策について幅広く検討するとされておきまして、今年上期に食品産業と農業の連携の推進に関する研究会を開きまして、その成果に基づきまして現在具体的施策の検討を行っているところでございます。

9ページでございます。食品流通の合理化というところでございます。まず1点目は、取引の電子化の推進ということで、この審議会におきましても情報化専門委員会を設けていただきまして、今年の夏ごろまで基本的な方向性を検討していただいたところでございます。

2点目、物流関係あるいは情報ネットワーク等による流通の高度化と効率化の一層の推進ということで、実はこの12月の初めに食品物流に関する懇談会ということで、今後の施策の方向性等につきましまして御審議いただくということで始めております。その他施策的なものとしたしましては、三つ目の丸に書いてございますような、中心市街地なり地域の商店街の活性化等につきましまして進めているところでございます。

それから一番下のパーツに書いてございますように、先ほどお話がございましたが、卸売市場法の改正等によりまして取引方法の改善なり経営体質の強化、あるいは施設整備等を今後進めていくことにしております。

10ページ目は環境問題への積極的対応ということでございます。御案内のとおり、9月末でございまして、ダイオキシンの関係で廃棄物の減量化目標ということで政府全体として取り進められたわけでございますが、環境問題につきましては非常に重要な課題となってきております。食品産業におかれましても大きな課題になっているわけでございまして、特に食品関係におきましては、食品廃棄物の問題が大きなテーマとなっております。その関係で、今後の食品廃棄物の対策につきましましてこれまた勉強会を設けて検討を行っているところでございます。

御案内のとおり容器包装につきましましては既に政府は動いているわけでございまして、今まで一部施行ということでガラスビン、PETボトルにつきましまして施行されていたわけでございまして、

平成12年からいよいよ中小企業、あるいは紙・プラスチックにつきましても施行されるということで、その準備を進めているところでございます。

11ページでございますが、食品消費に関する施策の充実ということでございます。安全性・品質確保対策でございますが、そういう施策の強化を図っております。そのほか近年の消費者の嗜好、価値観の多様化、商品選択へのニーズの高まり等に対応するために、表示・規格制度の充実が望まれているわけございまして、先般JAS法を改正いたしまして表示・規格制度の拡充を図ったところでございます。今後ともその新しい制度にのっとりまして国際的な基準との整合性も図りつつ、表示の適正化に努めていくことにしております。

新しいJAS法につきましては、来年4月施行に向けて現在政省令、告示等の準備作業中でございます。

遺伝子組換えとか生鮮食品の原産地表示等を求める品質表示基準もございすけれども、これも、所要の手續を来年に向けて進めているところでございます。

遺伝子組換え食品につきましても、食品表示問題懇談会のとりまとめを踏まえまして、適正な表示ルールを定めるということで作業をしているところでございます。

最後に12ページでございますが、健全な食生活の実現ということでございます。日本型食生活ということでバランスのとれた食生活を行ってきたと言われておりますが、近年、脂質の過剰摂取、あるいは栄養バランスの崩れ等々懸念される状況になっております。一方におきましては、世界で栄養不足人口が多数存在する中で、我が国におきましては大量の食べ残しとか廃棄といった問題も生じてきております。

このため、これは基本法に書いてございますけれども、「健全な食生活に関する指針」を策定するというところで、9月の末に検討委員会を発足いたしまして、11年度中に指針という形で報告をとりまとめるべく厚生省、文部省とも連携しまして作業を進めているところでございます。

一方、国民運動を推進する観点から「食を考える国民会議」を組織化するというところで、実は明日設立総会という運びでございますが、それに向けて作業を進めているということでございます。

新基本法、あるいはそれに基づきまして具体的な食品流通局関係の施策の今後の項目につきまして、駆足でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。

#### \* 食品流通局長挨拶

会長 ただいま食品流通局長が官邸から戻られましたので、ここで御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

福島食品流通局長 食品流通局長の福島でございます。明日、総理が築地市場を視察されますので、その説明に行っておりまして遅れて申しわけありません。

今日は委員の皆様方におかれましては食品流通審議会委員に御就任いただきまして本当にありがとうございます。日ごろから我が国の農林水産行政、あるいは食品流通行政に対しまして御支援・御協力を賜っているわけございまして、心から御礼を申し上げます。

御案内のとおり、本年の7月に公布施行されました「食料・農業・農村基本法」は、21世紀に向けた食料・農業・農村政策の基本指針でございます。この新しい基本法におきましては、食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮など持続的な発展、農村の振興、そういったもの

を基本理念としておりまして、食料・農業・農村に関する施策を総合的・計画的に推進することとされているわけでございます。

特に食品の生産、製造から流通、外食産業を動かします食品産業、先ほどの現状と課題につきまして事務局から御説明したわけでございますが、この基本法の中でまさに農業と並ぶ車の両輪として位置づけているわけございまして、一つは消費者視点の重視ということで、健全な食生活の指針、品質の確保、安全の確保、あるいは表示の充実といった消費者視点の施策を重視していくという条項、また食品産業の総合的な発展を図るための施策の条項等が盛り込まれているわけでございます。

本日の審議会でございますが、11月11日付で再任・新任されました新たなメンバー構成によりまして第1回の会合でございます。今後の審議会におきます議論につきましては食品流通行政の展開に活かしていきたいと考えております。委員の皆様方におかれましては忌憚のない活発な御助言・御意見を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

### 3) 経済再生に向けた中小企業等への支援策について

会長 では続きまして、事務局から新しい中小企業施策の問題につきまして、よろしく申し上げます。

事務局 資料6でございます。「経済再生に向けた中小企業等への支援策」という資料がございます。実は今日12月15日は、10月29日から始まりましたいわゆる中小企業国会と言われた臨時国会の最終日でございます。この臨時国会の中で、後ほど御説明申し上げますが、「中小企業基本法」をはじめといたします種々の中小企業関係の法制度が大幅に変わったわけでございます。ただ一方で、昨年来の産業再生計画等々、いわゆる廃業率が開業率を上回るという日本経済のかなり深刻な状態を受けて、ベンチャーを育成すべきであるというような流れがありまして、それが今臨時国会の中小企業法制の大幅な見直しということで、ある意味において一区切りをつけるという状況になっております。そういうことから、今国会での改正要点を含めまして昨年来の流れを整理したものでございます。

まず「我が国経済の現状とその対策」とございまして、日本は多産多死の企業社会ということでたくさんの企業が生まれ、たくさん倒産するけれども、結局踏みとどまって生き残っていく企業の方が少しずつあるので、それが積み重なって企業数が増えてきたという状況だったわけでございますが、ここへ来まして廃業率が開業率を上回る、いわゆる縮小型に転じてしまったというのが昨年からの状況でございます。

こうした中で新たな企業、産業を起こしていこうということで、昨年、産業再生計画が策定されまして、具体的には「新事業創出促進法」という新たな創業をする方に対して支援をする法律ができたわけでございます。

さらに本年3月になりまして産業競争力会議が設置されまして、サプライサイドにおきます過剰設備の問題とか、ベンチャー企業の育成について種々御議論がなされたところでございます。

一方、中小企業の関係ではベンチャーを育成する観点から中小企業政策審議会が本年開催されまして、中小企業政策につきまして抜本的な見直しをする。基本的な考え方といたしまして、今までの「中小企業基本法」は、中小企業というのは経済的弱者であるという観点から構築をされ

ていたわけですが、そうではなくてむしろ次代を担う産業の苗床であるというような観点に立ちまして、むしろ経営革新とか創業という自助努力をなさる方々に対して支援をする、また支援されるべきものとして中小企業というものを概念するというような発想の転換がございまして、そういう意味での報告書が出されたわけでございます。

以上のような動きを踏まえまして、昨年では「新事業創出促進法」、今年になりましてからは「中小企業経営革新支援法」なり「中小企業基本法」、さらに「産業活力再生特別措置法」と、もろもろの産業構造立法がなされてきているところでございます。

2番でございますが、具体的な施策の内容はどのようになっているかということでございます。かいつまんで申し上げますと、まず昨年の12月に制定をされました「新事業創出促進法」でございますが、これは創業者に対する支援をしよう、これから創業しようとする者に対する支援という仕組みは今までなかったわけですが、創業するということに対する直接的な支援をしよう。それから、中小企業の方々がイノベーションするためにはやはり新技術の利用・開発が非常に大事なんだ、そういう意味でアメリカでも行われておりますような中小企業の試験研究なり技術開発に対してかなり手厚く支援をするシステムを入れようというような内容でございました。

次のページでございますが、今年の8月に今度は「産業活力再生特別措置法」ができて、これはよく一般紙などにも出ておりますのでお目にとまったところがあるかと思いますが、今年の8月13日の制定ということは、前通常国会の最終日に制定をいたしております。この法律の内容でございますが、事業を再構築する、いろいろな会社が例えば分社化をするとか、今持っている経営資源を、例えば非常にいい部門を独立させてさらに伸ばすというようなこと、それからそもそも今の事業を建て直しをする、そのために新たな技術開発をするなり既存の債務を株式に転換をする等々いろいろな手法が必要であるということで「産業活力再生特別措置法」が時限立法として成立をいたしたわけでございます。内容はそこに書いてあるようなものでございますが、これによってまさに活力を再生させるという法律でございます。

さらに(3)では、昨年「新事業創出促進法」ができたのですが、その法律をまた今臨時国会で改正をいたしております。国会審議中と書いてございますが、昨日7時からの本会議でこの法律も成立をいたしております。これにつきましては、新規事業をさらに創出しようということで、株式の店頭公開を目標とするようなベンチャー企業、ベンチャー企業にも、まさに揺籃期といいますが、まだ生まれたばかりということもあるし、一方で株式の店頭公開まで漕ぎ着けるといふ企業もあるわけございまして、そういう後者のような企業に対して支援をしようという内容でございます。

これらが中とか大とか関係なく新規事業を育成するための横断的な促進法でございまして、(4)なり(5)以下が中小企業に限定をした考え方の法律でございますが、一つは「中小企業経営支援法」という法律でございます。今年の3月に成立をいたしておりますが、その内容としましては、中小企業が経営革新をする、経営革新というのは新たな商品を開発するとか、新たな技術を開発するとか、新たな役務を提供するというような内容で経営革新をすることに対する支援をしていこうという内容の法律でございます。御案内の方がおられると思いますけれども、従来「中小企業近代化促進法」といういわゆる「近促法」という法律がございました。この法律は業種に着目をして業種全体の底上げを図るという法律でございましたが、その発想を転換いたしまして、個別の企業の方々がイノベーションに取り組むということに対して支援をするという内容の法律でございます。

(5)が「中小企業基本法」の一部を改正する法律でございます。実は先の通常国会で、先ほど局長からもお話がございましたが、「食料・農業・農村基本法」、いわゆる従来の農業基本法

がなくなりまして新たな基本法ということでございますが、「中小企業基本法」というのも、さかのぼりますと「農業基本法」に遅れて成立すること2年でございます。その「農業基本法」も変わった。「中小企業基本法」につきましても、先ほど来申し上げておりますような発想の転換に基づきまして、従来の経済的弱者としての中小企業という捉え方ではなくて、将来の産業の苗床としての中小企業ということで発想を転換して、中小企業政策の抜本的な体系整理が行われたところでございます。

内容でございますが、3ページでございます。端的に申し上げますと、一つは中小企業者の範囲の改定でございます。「中小企業基本法」は昭和38年にできているんですが、48年に1回、資本金要件なりが見直された経緯がございますが、ここに来まして、それから20年くらいたっているということもありまして、資本金の要件を上げております。これによって、資本金要件なり従業員要件が見直されることによりまして従来の中小企業の範囲が広がるわけでございます。ちなみにこれによりまして事業者数の数の増加は1万6,000社、中小企業がこれによって概念的には増えるということになっております。

最後の(6)でございますが、これはいろいろな法律が盛り込まれた法律の一括改正法でございまして、「中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律」、これも国会審議中でございますが、昨日成立をしているところでございます。これは今申し上げました「中小企業基本法」の見直しがなされたことに伴いまして、いろいろな意味で中小企業に対する施策支援の内容を改定する必要があるということで、中小企業の関係する種々の法律、そこにございますような間接金融の円滑化ということで、「信用保険法」とか「信用保証協会法」というのがありますが、その内容の改正なり「中小企業金融公庫法」の改正なりもろもろの法律が改正されているところでございます。これは基本法の改正に伴う改正というようにお考えをいただければと思います。

4ページ以下でございますが、今ははしょってざくざくと御説明をいたしましたので、それぞれの法律の概要についてそれぞれ整理をいたしておりますので、お目通しをいただければと思います。

私どもといたしましては、食品産業に対するいろいろな施策を講じているところでございますが、一方で中小企業という観点があるわけでございますので、こういういろいろな施策の変換を十分踏まえながら、これらの施策をうまく使って食品産業の構造改革に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

会長 ありがとうございます。

質問等は最後に一括してお願いしたいと存じております。

#### 4) 品質表示基準(案)について

会長 では最後に事務局から品質表示基準等につきまして御説明をお願いします。

事務局 資料4に従って御説明したいと思います。

資料4、現在、今年の7月に成立いたしました改正JAS法に基づいて告示等を定めることになっておりますが、その基準(案)を公表しております。資料4を一括してつけてございますが、最初に加工食品の品質表示基準、これは名前のとおり加工食品について横断的に適用される表示の基準でございます。10枚ほど後ろに、ページが振ってございませませんが、生鮮食品の品質表示

基準というのをつけてございます。これも現在(案)の段階で公表しているところでございます。さらにその5～6枚後ろに遺伝子組換え食品の表示の基準というものを別途つけてございます。一番最後に、これは生鮮食品の品質表示基準の特例のようなものでございますが、精米についての表示基準と水産食品についての表示基準、合わせて5本公表しているところでございます。今年28日まで、いわゆるパブリック・コメントということで広く意見を募集しているところでございます。

私の方から簡単にそれぞれにつきましてそのポイントを御説明したいと思います。資料4の一番最初についている加工食品品質表示基準でございます。2ページほど後に加工食品品質表示基準(案)の本体がつけてございます。ポイントは、1ページ目の第3条でございます。「加工食品の品質に関して表示すべき事項」が書いてあるわけでございますが、(1)～(6)まで、名称、原材料名、内容量、賞味期限 または消費期限ということになるわけですが 保存方法、製造業者名、これだけのことを表示する。この表示事項が一般消費者向けに販売される加工食品について横断的に適用されることになるわけでありませう。

それから、生鮮食品の方はどうなっているかと申しますと、加工食品品質表示基準のさらに8ページ後ろに生鮮食品品質表示基準のペーパーがつけてございます。2枚ほど後に生鮮食品品質表示基準(案)の本体がございませうが、その1ページでございます。第3条、表示事項として名称と原産地と書いてございませう。生鮮食品、いわゆる食肉とか野菜、果樹、水産物、こういうものが幅広く入るわけでありませうけれども、名称、原産地、この二つの事項について表示が義務づけられるということになるわけでございます。

同じく第3条の2項のところでございますが、「計量法」等々で規制されているものにあつては、内容量、販売業者の氏名をあわせて書くということになっているわけでありませう。

先に進みまして、その3ページ後ろに遺伝子組換え食品に関する表示基準がつけてございます。これについても現在意見募集中でございます。1枚後ろに本体がついているわけでありませうが、この遺伝子組換え食品の表示基準は、本年8月10日に、別途、食品表示問題懇談会を開催してその方向づけがなされたところでございますが、それに沿った内容となっております。具体的には第3条がポイントになるかと思ひます。長々と書いてありますが、第3条の2行目で、別表2の左欄に掲げるものにあつては、次の各号により記載する、こういう趣旨のことが書かれております。別表2というのは1枚後についているわけですが、そこに約25品目程度並んでおります。このような形になっております。

どのように表示するかといひますと、具体的には第3条の(1)、(2)、(3)に書かれてあるわけでありませう。分別生産流通管理、いわゆるIPハンドリング、生産したものを分別して流通過程でもずっと管理するということでありませうが、分別生産流通管理が行われたものを確認した、遺伝子組換え農産物を使った場合には「遺伝子組換え」ということを表示する、これは原材料欄に表示するということになるわけでございます。

それから(2)のところ、分別されていないものを用いた場合には、原材料欄に「遺伝子組換え不分別」、分別していないというようなたぐいの表示をするということになるわけでありませう。

さらに(3)非遺伝子組換え農産物、つまり従来の農産物と同じもののみを原料として用いた、分別管理されたものを使ったという場合には、遺伝子組換えでない、もしくは遺伝子組換えでないものを分別、このような原材料表示を任意ですということでございます。

先にまいりまして、遺伝子組換えの品質表示基準(案)の後ろにさらに玄米と精米の表示基準(案)をつけてございます。先ほど生産食品については横断的に品名と原産地名の表示をお願いすると申し上げましたが、その上乘せの基準とお考えいただければわかりやすいかと思ひます。

2枚ほど後に表示基準（案）の本体がつけてあります。まず玄米、精米については名称のほか、米についてはいわゆる3点表示ということで、産地、品種、産年、つまり産地だけではなくて品種なり産年というのが消費者の選択上非常に重要な情報であるということで、それについてもあわせて表示を義務づけるという中身になってございます。

その4枚ほど後ろに、水産食品の品質表示基準（案）がつけてございます。これにつきましても生産食品の表示基準の上乗せ基準というようにお考えいただければいいと思います。本体は1枚しかございませんが、具体的には、品名と原産地名に加えて、解凍したものにあっては解凍、つまりチルドか、冷凍して解凍したものの、こういうのがきちっと情報として伝わるように、解凍したものについては解凍をした旨を記載するということであります。それから養殖したものの、これは天然、養殖の別ということでありませけれども、養殖したものについては養殖した旨をきちっと記載するというところでございます。

この案につきましては現在パブリック・コメント中ということでございまして、来年4月までに告示できるよう作業を進めているということでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

## 質 疑 応 答

会長 ただいま、食品産業の現状と課題、経済再生に向けた中小企業等への支援策、そしてただいま御説明の品質表示基準、この三つの御報告をいただいたわけですが、これらにつきまして何か御意見・御質問等がございましたら、若干時間がございまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員 全般的にお話を伺って、一番の問題点は、農水省のお立場が生産者中心ということになっているのではないかと、もうちょっとお客さん中心、マーケット中心、それからデマンドサイドから見た物の考え方をしていただきたいと思ひます。例えば市場法の問題点ですが、今、市場の問題点でもサイズとか規格とかそういうことに偏ってしまっているわけですが、実際にはお客さんは品質とか鮮度とか味という問題にもものすごく御関心があるようになりました。そうなるとう生産者というものは非常に重要になってくる。それも有機野菜の場合には特定の農家になってしまうような問題で、非常に細くなるわけですが、どちらかというとう市場を通さないで流通が行われているという問題点もちょっと御配慮いただかないといけないのではないかと。何でも市場を通すということは、昔は農家の価格形成に対して重点が置かれたのではないかと思ひますが、そこら辺をひとつお考えになっていただきたいなという感じがします。

それから、食品工業の問題点で、ここにも書いてございまして、流通産業と外食産業の人員の方がはるかに多いということでございまして、実際にはマーケットでそういう加工の問題点の方が非常に重要になってまいりまして、原料とか、殊に基本の小麦粉とかそういうものよりもむしろデリカテッセンをつくっている食品産業の方がはるかに大きくなっているわけですが、そういう方たちの生産性という問題、それから顧客から農業までを見た中間のチームの組み方ということの方がはるかに重要になっているわけですが、何か川上と食品産業だけでやっているような感じがするわけですが、その下の加工業とか、パッケージをしている工業というもののの方が重要ではないかということが二つ目の問題点です。

3番目に、今の市場経済、グローバル化、情報化社会ということになっているわけですが、市

場経済というときに、顧客中心というのは今申し上げましたけれども、グローバル化に関して、グローバルになったことによってこのところで非常に価格が下がっております。御存じのとおり野菜は、今年は暖かかったこともあって半値になっております。食品はここ3年くらいほとんどスーパーマーケットは不況に影響されないものだったのですが、この3カ月で急激に価格が下がったことで売上げが下がりました。そういう点で流通の問題点の変化、それから卸に対する圧迫という問題点、お客の生活防衛の問題点というところで非常に価格のピヘビアが高くなってまいりました。こういう変化に対する農水行政の物の考え方がちょっと違うのではないだろうかとは私考えております。

それから、情報化社会になっただけに非常に変化が早くなってまいりました。農水省の方からするといろいろなルールをお決めになる。一方お客さんの方は価格観の変化が早くて、決まったときにはその先にお客さんが行っているというような状態でございます。例えば品質表示の問題点です。理想をおっしゃっているわけですが、現実の問題としてなかなかやれない。この前、品質表示のこともお話ししましたけれども、裏側に全部表示が出るようになりますよ、お客さんが見られないような状態で、商品が見えなくなるような表示まで出さなくてはいけないのかどうか、それからバナナ1本までそのような原産地表示ができるのかどうか、そういうもろもろの問題点で、法制度の方が逆にお客さんにマイナスになるような問題点が非常に多いのではないかと。お決めになる方は簡単でございますが、実際に現場で動いている方は大変だということをおひとつ御理解いただきたいと思うのです。

そういうことに対する情というか、物事に対する考え方が非常に違っているのではないかと私は思いますので、そういう三つのことを申し上げたいと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ただいまの御発言はどちらかといいますと農水行政に対する要望、要請であったかと思いますが、事務局の方から格別に御返事を申し上げるようなことはございましょうか。

食品流通局長 今、3点ばかりあったわけですが、おっしゃった点は、我々常日ごろ心がけなければならない点、痛いところの御指摘があったわけございまして、我々さらに注意して進めてまいりたいと思います。

市場法の関係で、特に有機など、品質なり鮮度とか味とかそういったもの、市場サイドも徐々に気がついてきてはおるんですが、今までのような大量流通、一定の規格のものを大量に流していくという発想がまだ主流なわけでございますので、そのあたりは今度の「卸売市場法」の改正後の新しい7次の基本方針に向けての議論にも反映させていきたいと思っておりますので、御審議の方よろしくお願ひしたいと思います。

また食品産業、特に流通、外食の方が確かに多いわけでございます。そういう農業と食品産業の連携ということをお互いが顔の見える関係で結びつくような法制度といいますか、仕組みを今検討しております。といいますのは、先ほどの「食料・農業・農村基本法」の中に農業との連携ということも入っているわけございまして、ともすれば日本の農業、特に国内農業は生鮮品が中心なわけでございますが、マーケットの方は、御指摘のように、外食であるとか、加工であるとか、特に調理食品を含めまして需要は増えておりますので、そのあたりをどのように結びつけていくか、望ましい結びつきを進めてまいりたいということで、制度の検討も含めまして行っているところでございます。

また、グローバル化の中で表示の問題でございます。これは前回の審議会でも御指摘いただいたわけございまして、特に調理用食品であるとか水産物の表示の問題等につきまして個別具体的に関係の方々とお相談をして、これならばできるという案を、今回パブリック・コメントを募

集するという形で御意見を聞いているところでございます。我々、ともすればデスクワークが中心になるわけですが、できるだけ現場に立って現実の動きなど、制度の運用面、特に実際に運用される場合の問題点を踏まえて対応してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導いただきたいと思っております。

会長 ありがとうございます。大体予定しておりました時間がまいりました関係で、本日の第10回食品流通審議会はこれをもって閉会といたしたいと思っております。

なお、本日はこの後引き続きましてこの場で卸売市場部会を開催することになっておりますので、部会所属になられました委員の方々は一いつこの場にお残りをいただきますようお願い申し上げます。

ではこれで閉会といたします。ありがとうございます。

閉 会